平成２９年（フ）第４２３号
大津市今堅田２丁目26番41号　コーポウイング202
債務者　大石　敏雄
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２４号
大津市今堅田２丁目26番41号　コーポウイング202
債務者　大石　直美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９５号
兵庫県姫路市北新在家２丁目16番12号　ＦＥＬＩＣＥ北新在家南一北号室、従前の住所兵庫県姫路市土山４丁目14番５号
債務者　青野　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５０５号
兵庫県姫路市京口町91番地　ジュネス京口102号、住民票上の住所兵庫県姫路市東延末３丁目４番地　クリーンピア南大路時計台701
債務者　山口　雅啓
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７号
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地　姫路東夢前台２号棟906
債務者　大沢ヤチヨ
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１号
福岡県嘉麻市西郷1574番地９
債務者　森部　慎吾
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第３０９号
大分県別府市石垣東７丁目８番11―201号　エイルマンション別府石垣Ⅱ彩雅
債務者　中川　智洋
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８５号
大分県別府市上野口町33番２号　県営鶴見原住宅ＨＲ－１－201号
債務者　足立南津美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県指宿市十二町2191番地２
債務者　中川路加奈
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第２号
鹿児島県志布志市有明町山重12382番地５（旧住所）神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目16番43号　ラ・ヴィータ202
債務者　牧　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目１番９号　中野マンション206号
債務者　河村　賢一
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２４２号
東京都江東区北砂５丁目20―９―1427
債務者　向田　貞男
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５２号
東京都荒川区東日暮里１丁目21―12―401
債務者　鈴木　秀幸
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６５号
東京都豊島区東池袋４丁目27―５―815
債務者　高松かおり
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８１号
東京都府中市住吉町１丁目30―２　第１木村ビル205
債務者　植田　知幸
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９９号
東京都杉並区下井草４丁目32―17―104
債務者　平嶋喜久雄
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部